

令和3年度就学援助を申請していない保護者様へ (大事なお知らせ！)

那覇市では小・中学校へ通うお子さんの保護者に対して、経済的理由により給食費、修学旅行費などの支払いがお困りの方に、費用の一部を援助しています。※今年度の認定世帯の方は、裏面をお読みください。

1 援助対象の方



申請はお早めに♪裏面もみてね。

那覇市に居住し、国公立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者又は区域外就学で那覇市立の小・中学校へ通学している児童・生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給中の方 ②市町村民税が非課税の方
- ③令和2年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった方
- ④東日本大震災等の被災者で、生活が困窮していると認められる方
- ⑤生活保護を受けている家庭に準ずる程度に、生活が困窮していると認められる方

2 援助の内容（4月認定の年額）

（5月以降に申請し認定の方は、支給される費目や金額が変わります。）

	給食費	学用品費	通学用品費	校外活動費 (遠足等)	通学費	修学旅行費	新入学学用品費	生徒会費	医療費
小学校	保護者負担分を学校に振込	¥11,420	¥2,230	¥1,550以内	片道 小学生4km以上 中学生6km以上で 公共交通機関利用者のみ対象 (領収書等提出必須)	¥20,000円以内 学校に振込	☆1年生で 4月認定者のみ ¥40,600	—	学校で 医療券発行
中学校		¥22,320	¥2,230	¥2,240以内		¥57,290以内 学校に振込	★1年生で 4月認定者のみ ¥47,400	¥1,900以内	

（※生活保護受給中⇒ 修学旅行費と医療費のみが対象 ※那覇市立以外の学校⇒ 給食費と医療費については対象外）

※ 医療費…虫歯・中耳炎・慢性副鼻腔炎・結膜炎・とびひ・トラコーマ・白せん・かいせん・アデノイド・寄生虫病（ぎょう虫）が対象です。

病院を受診する前までに、学校で「医療券」の交付申請を行ってください。

認定前に医療券が必要な方は、学務課までお問合せください。

「医療券」を病院へ提出することで、保険医療診療の自己負担分が援助されます。

ただし、「医療券」なしで治療した医療費は援助の対象外となります。

※ 通学費は、小学校 ¥37,400、中学校 ¥76,120を支給限度額とします。

3 申請に必要な書類

（内容の確認や各種証明書など追加で資料の提出をお願いする場合があります。）

- ① 申請書（学校の事務室又は学務課窓口にて配布）
- ② 保護者名義の預金通帳又はキャッシュカードのコピー（支店名、口座番号、口座名義等が確認できるページ）
※申請後に振込口座の変更がある方は、必ず学務課へご連絡ください。
- ③ 住民票謄本の原本（那覇市民以外の方のみ）※本籍地（筆頭者）、続柄の記載があるもの
- ④ 令和3年度の所得課税証明書の原本（令和3年1月1日時点で那覇市以外の住民の方のみ）
※収入額・社会保険料等の控除額・税額の記載がある所得課税証明書

援助対象の方によって提出書類が異なります。

- 生活保護を受けている方 → ①
- 生活保護を停止・廃止の方 → ①～②と「保護受給証明書（世帯用）」の原本
- 東日本大震災等の被災者 → ①～④と「罹災又は被災証明書」のコピー

※申請書の記入漏れや書類不備により認定不可となる場合があります。提出前にご確認ください。

4 申請の締切日・提出先・結果通知

（申請月からの援助費支給となりますので、お早めに申請してください。）

申請月	申請期限	提出先	審査結果の通知時期
5月以降	毎月末日締切（土日・祝日にあたる場合は、その前の平日） 最終の締切日：令和3年12月28日（火）まで ※生活保護を受けている方は、令和4年3月31日（木）まで	保護者が学校事務室又は学務課窓口へ直接提出（郵送不可）	申請月の翌月下旬

準要保護認定の小学校6年生の保護者様へ

※要保護世帯の方については、生活保護費で支給されます。

中学校入学前の2月に新入学学用品費の一部（30,000円）を支給します。
また、中学1年進級後の4月に申請し認定されれば、残りの額を10月に支給します。
就学援助の申請をされていない保護者は、お早めに申請してください。

※ 準要保護の申請締切日は、令和3年12月28日（火）です。

令和4年度 就学援助をご希望の保護者様へ

就学援助は、毎年度申請が必要です。毎年4月から受付開始しています。

審査の際には、同一生計（同居・別居にかかわらず）の方全員の「収入額（所得額）・控除額・税額」を確認します。

来年度の就学援助の審査に必要となる令和3年收入分に係る税の申告期間が、

令和4年2月16（水）～3月15（火）まで。期限内に申告ください。

税の申告がされていない場合は、審査が行えず、就学援助を受給することができない場合があります。※税の申告については、市民税課にお問い合わせください。（電話098-861-3328）

令和4年度 医療費の廃止について（お知らせ）

令和4年4月より、医療費の窓口無償化の対象範囲が中学校卒業まで拡充されるため学校病（むし歯等）の治療のため交付していた「学校保健安全法医療券」の取扱いを、3月末をもって終了し、就学援助制度での医療費支給を廃止いたします。

令和4年4月以降の医療費制度については、

要保護世帯は「生活保護医療費扶助」（担当：保護管理課 TEL098-861-5193）

準要保護世帯は「こども医療費助成制度」（担当：子育て応援課 TEL098-861-6951）が適用されます。詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

次年度の受付は4月からだよ♪



那覇市教育委員会 学務課 就学奨励グループ

〒900-8553 那覇市泉崎1-1-1（那覇市役所11階）

電話：098-917-3505

※駐車場利用は有料となりますので、あらかじめご了承ください。